

2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、住宅用地球温暖化対策設備（以下「補助対象設備」という。）を購入し、市内の戸建住宅に設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 この要綱において、補助金の交付対象となる補助対象設備は別表第1に掲げるものとする。なお、ZEH及びGX ZEH水準については、他の補助対象設備との併用は認めない。

(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 自らが居住する市内の戸建住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象設備を新たに購入し設置する者であること。併用住宅の場合は延床面積の50%以上が住宅用のものであること。

イ 市内において自ら居住するため、補助対象設備付き新築戸建住宅を所有しようとする者であること。

(2) 第9条第1項の規定による事業完了の際に、補助対象設備を設置した場所に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

(4) 一宮市税を滞納していない者であること。

(5) 過去に同一設備に対する補助を受けていない者であること（一体型補助の構成要件に含まれる設備を含む）。

(6) 補助対象設備を設置する戸建住宅の所有者が補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者以外にいる場合は、所有者からその承諾を受けている者であること。

(7) 2026年4月1日以降に第9条第3項の規定による補助対象設備の設置完了を行う者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 この要綱において、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助対象経費が補助金の額を下回る場合は、補助対象経費が補助金の額となる。また、当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

2 別表第2において、新築住宅とは、市内の戸建住宅であって、交付申請時において建築日から1年以内かつ過去に人が居住していない住宅をいう。ただし、新築分譲住宅については、不動産売買契約締結時点において、建築日から1年以内かつ過去に人が居住していない住宅をいう。既存住宅とは、市内の戸建住宅であって、補助対象設備に係る設置工事の工事請負契約日時点において、建築日から1年が経過した住宅かつ過去に人が居住した住宅（現に人が居住している住宅を含む。）をいう。

3 この要綱において、建築日は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の2第5項の規定に基づき交付された、建築基準法第6条第1項（第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合することを証する検査済証の発出日をいう。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、規則第4条第2項の規定により、補助対象設備に係る設置工事の着手前（新築分譲住宅を購入する場合及び新築に合わせて補助対象設備を設置する場合は当該住宅の引渡し前）に、2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に別表第3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による申請をもってこれに代えることができる。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付決定通知書（様式第4）により、交付申請者に補助金の交付決定を通知するものとする。

2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築住宅の場合は補助対象設備を設置された建物の引渡しを受けることが、又は既存住宅の場合は補助対象設備の工事に着手することができる。

(計画変更等の承認)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更申請書（様式第5。以下「変更申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。

- (1) 2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更書(様式第6)。ただし、工事中止及び申請の取下げの場合、添付は不要である。
 - (2) 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し。ただし、契約合計金額に変更が無い場合は添付不要である。補助対象経費が明記されていない場合は、見積書の写し又は内訳書の写しその他の補助対象経費が明記された書類を添付すること。
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の変更申請書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による申請をもってこれに代えることができる。
 - 3 市長は、変更申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - 4 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金変更決定通知書(様式第7)により補助対象者に通知するものとする。

(事業完了)

- 第9条** 補助対象者は、補助事業の事業完了日から1か月以内又は2027年2月26日のいずれか早い日までに、市長に次条に規定する実績報告をしなければならない。ただし、補助事業の事業完了日から1か月を経過する日が閉庁日の場合は、それ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。
- 2 前項の補助対象設備の事業完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。
 - (1) 補助対象設備の設置完了日
 - (2) 第4条第2号に規定する本市への住民登録が記録された日
 - 3 前項の補助対象設備の設置完了日は、次のいずれか最も遅い日とする。
 - (1) 補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日
 - (2) 補助対象設備の設置工事に係る支払が完了した日
 - (3) 太陽光一体型A及びB並びにZ E H、G X Z E H水準の場合は、「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定日とし、系統への逆潮流を行わない場合はこの限りではない。

(実績報告)

- 第10条** 補助対象者は、2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金実績報告書(様式第8。以下「報告書」という。)に別表第4に掲げる書類を添付し、前条第1項に規定する期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助対象者の同意を得た上で、住民基本台帳を閲覧することができる。なお、同意しない補助対象者は、住民票の写しを提出すること。
 - 3 第1項の実績報告書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による申請をもってこれに代えることができる。

(交付金額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、2026 年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付確定通知書（様式第 12）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、2026 年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付請求書（様式第 13。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の請求書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による申請をもってこれに代えることができる。

(取得財産の管理及び処分)

第 13 条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第 17 条第 1 項の規定により、補助対象者は、補助対象設備設置の完了日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 2 に規定する耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用、譲渡、交換、取壊し又は貸付け（以下「処分等」という。）をしてはならない。
- 3 補助対象者等は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ 2026 年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金処分承認申請書（様式第 14）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象設備を処分等する場合は、事後の提出でよいものとする。
- 4 補助対象者は、取得財産の処分等により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。
- 5 市長は、第 3 項による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助事業に係る財産処分承認書（様式第 15）により、当該取得財産の処分等に係る承認申請をした者に通知するものとする。

(補助金の決定の取消し等)

第 14 条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

- (3) 第10条第1項に規定する報告書を第9条第1項に規定する期限までに提出しないとき。
- (4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) 一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

2 市長は、前項による交付決定の取消しをした場合は、2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付決定取消し通知書（様式第16）により、交付申請者に通知するものとする。

（協力）

第15条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じてJクレジット創出事業への参加及び売電量、買電量データの提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、2025年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、2026年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設備	要件
共通	未使用品であること。
太陽光一体型A 及び 太陽光一体型B	<p>(1) 次のア、イに掲げる要件のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア 太陽光一体型A：蓄電システム及びHEMSを同時に設置するものであること。</p> <p>イ 太陽光一体型B：V2H及びHEMSを同時に設置するものであること。</p> <p>【太陽光発電システム】</p> <p>(1) 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付随する設備であること。</p> <p>(2) 住宅（居住の用に供する部分）において電気を消費する目的で設置されていること。</p> <p>(3) 送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。</p> <p>(4) 売電を行う場合は、全量買取方式ではなく余剰買取方式によること。</p> <p>(5) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>(6) 構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスマスター）、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること。ただし、(5)を満たすものであれば、これらの構成要素は単体の要素であることを必要としない。</p> <p>(7) 次のアからオに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づきJETが認証した太陽電池モジュール、又は、IECEE—PV—FCS制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。</p> <p>イ 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（JEA C 8 0 0 1）に準拠していること。</p> <p>ウ インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものも認める。</p> <p>エ 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。</p> <p>オ 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。</p> <p>(8) 工事、施工にあつては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（JEA C 8 0 0 1）に準拠していること。</p> <p>(9) 太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出</p>

力をいう。)の合計値が50kW未満であるもの。ただし、増設の場合は、既設分も含めて50kW未満であること。

【蓄電システム】

- (1) リチウムイオン蓄電池部及びインバータ等の電力変換装置を備えているもの。
- (2) 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用できるもの。
- (3) 国庫補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。

【V2H】

- (1) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じて交付申請者の居住する住宅への電力供給が可能なもの。
- (2) 国庫補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。

【HEMS】

家庭での電力使用量等を自動で測定し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電気使用量等を調整する機能を有するものであり、次に規定するいずれの要件を満たすことが確認できるものであること。

- (1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。
- (2) タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニター等により、インターネット環境を使用して電力使用量を表示できるものであること。
- (3) 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。
- (4) 次のア、イのいずれかの要件を満たすこと。

ア 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。

イ 太陽光発電システムの設置による発電量及び売電量、蓄電システムの設置による充電量及び放電量(以下「発電量及び充電量等」という。)のいずれかを計測し、蓄積できるものであること。

- (5) 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電システム等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的(使用者の確認を介した半自動制御を含む。)に実行できるものであること。
- (6) 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄電システム等の蓄エネルギー設備と

	<p>の接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。</p> <p>(7) 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。</p>
<p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)</p>	<p>BEL S（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）の評価機関から受けた評価により、次の（1）から（4）に規定するいずれの要件も満たすことが確認でき、かつ（5）及び（6）に規定する要件を満たす新築戸建住宅に係る設備であること。</p> <p>(1) 住宅の外皮性能が断熱等性能等級5以上であること。</p> <p>(2) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>(3) 住宅の敷地内に太陽光発電システムを所有すること。</p> <p>(4) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>(5) 住宅の敷地内にHEMSを所有すること。</p> <p>(6) 太陽光発電システム及びHEMSの要件は、太陽光一体型A及びBと同一とする。</p>
<p>GX志向型住宅 (GX ZEH水準)</p>	<p>BEL S（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）の評価機関から受けた評価により、次の（1）から（4）に規定するいずれの要件も満たすことが確認でき、かつ（5）及び（6）に規定する要件を満たす新築戸建住宅に係る設備であること。</p> <p>(1) 住宅の外皮性能が断熱等性能等級6以上であること。</p> <p>(2) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から35%以上削減されていること。</p> <p>(3) 住宅の敷地内に太陽光発電システムを所有すること。</p> <p>(4) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>(5) 住宅の敷地内にHEMS及び蓄電システムを所有すること。</p> <p>(6) 太陽光発電システム及びHEMS並びに蓄電システムの要件は、太陽光一体型A及びBと同一とする。</p>
<p>燃料電池システム</p>	<p>(1) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成されるもの。</p> <p>(2) 都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの</p> <p>(3) 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。</p>

<p>定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電システム)</p>	<p>(1) リチウムイオン蓄電池部及びインバータ等の電力変換装置を備えているもの。</p> <p>(2) 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用できるもの。</p> <p>(3) 国庫補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。</p>
<p>電気自動車等充給電設備 (V2H)</p>	<p>(1) 電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じて交付申請者の居住する住宅への電力供給が可能なもの。</p> <p>(2) 国庫補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。</p>

別表第2（第5条関係）

住宅区分	設備	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）	補助金の額*
既存住宅	太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付け、設置工事に関する費用	定額120,000円とする。
	蓄電システム	リチウムイオン蓄電池、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、付属品他、配線・配線器具の購入・据付け、設置工事に関する費用	
	HEMS	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付け、設置工事に関する費用	
既存住宅	太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付け、設置工事に関する費用	定額110,000円とする。
	V2H	V2Hシステム、切替開閉器、接続器、中継器、その他付属装置（計測表示装置、配線、配線器具等）の購入・据付け、設置工事に関する費用	
	HEMS	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付け、設置工事に関する費用	
新築住宅	ZEH	太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備、高断熱外皮、空調設備、給湯設備（燃料電池システムを除く）、換気設備、照明設備、HEMSの購入・据付け、設置工事に関する費用	定額160,000円とする。
新築住宅	GX ZEH水準	太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備、高断熱外皮、空調設備、給湯設備（燃料電池システムを除く）、換気設備、照明設備、HEMSの購入・据付け、設置工事に関する費用、蓄電システムの購入・据付け、設置工事に関する費用	定額300,000円とする。
既存住宅	燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用）、配線・配線器具の購入・据付け、配	定額40,000円とする。

		管・配管器具の購入・据付け、設置工事に関する費用	
既存住宅	蓄電システム	リチウムイオン蓄電池、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、付属品他、配線・配線器具の購入・据付け、設置工事に関する費用	定額50,000円とする。
既存住宅	V2H	V2Hシステム、切替開閉器、接続器、中継器、その他付属装置（計測表示装置、配線、配線器具等）の購入・据付け、設置工事に関する費用	定額50,000円とする。

※補助対象経費が補助金の額を下回る場合は、補助対象経費が補助金の額となる。

別表第3（第6条関係）

住宅区分	交付申請必要書類
共通	<p>(1) 2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画書（様式第2）</p> <p>(2) 交付申請者以外に所有者がいる場合は交付申請者以外の承諾書（様式第3）</p> <p>(3) 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し。 ただし、補助対象経費が明記されていない場合は、見積書の写し、内訳書の写しその他の補助対象経費が明記された書類を添付すること。</p> <p>(4) 補助対象設備を設置しようとする場所の所在地を示した地図</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
既存住宅	<p>(1) 補助対象設備を設置しようとする場所の現況が確認できるカラー写真（住宅の補助対象設備設置予定部分及び住宅全景の写真）。</p> <p>※太陽光一体型A又はBの場合、やむを得ず太陽電池モジュールの設置予定屋根面の撮影ができない場合は、第10条に定める実績報告において提出することができる。</p> <p>(2) （太陽光一体型A又はBを申請する場合）太陽電池モジュールの配置図</p> <p>(3) 既存住宅であることが確認できる次のいずれかの書類</p> <p>ア 建物の全部事項証明書</p> <p>イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の2第5項の規定に基づき交付された、建築基準法第6条第1項（第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合することを証する検査済証</p> <p>ウ 固定資産税の納税通知書及び課税明細書又は証明書。前述の証明書とは、資産証明書、評価証明書、公課証明書のいずれかとする。</p>
新築住宅	<p>(1) 別表第1に規定するいずれの要件も満たすことが確認できるBELS（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）の評価機関から受けた評価書</p> <p>(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項の規定に基づき交付された、建築基準法第6条第1項（第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合することを証する確認済証。</p> <p>※新築分譲住宅の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項の規定に基づき交付された、建築基準法第6条第1項（第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合することを証する検査済証</p>

別表第4（第10条関係）

補助対象設備	実績報告必要書類
共通	<p>(1) 2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金概要書（様式第9）</p> <p>(2) 領収書の写し ※やむを得ない理由により発行不可の場合は領収証書（様式第10）をもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 設置後の補助対象設備が全て確認できるカラー写真</p> <p>(4) 設置後の補助対象設備の型式及び製造番号が確認できるカラー写真 ※太陽電池モジュールは除く</p> <p>(5) 住民票の写し ※ただし住民基本台帳の閲覧に同意する場合は不要</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
太陽光一体型A・B	<p>(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し</p> <p>(2) 製造者又は製造者を代行できる者の発行する設置枚数分の製造番号、太陽電池モジュール出力及び太陽電池モジュールの型式が明記され未使用品であることが確認できる出力対比表の写し</p> <p>(3) 補助対象設備の保証書の写し又は出荷証明書の写し（補助対象者の氏名、型式及び製造番号並びに保証の開始日が記載されたもの） ※ただし太陽電池モジュールは除く</p> <p>(4) 再エネ特措法のFIT・FIP制度による売電を行わない場合は（1）に代えて次のいずれかの書類とする。 （ア） 電力会社の発行する「系統連系にかかる契約のご案内」の写し及び余剰電力を売電する旨を証する売電契約の写し（特定相対契約による売電の場合） （イ） 系統への逆潮流を防止する装置の保証書等の写し、かつ逆潮流を防止する装置を付けていることがわかるもの及び逆潮流を防止する装置が設置されたことがわかるカラー写真</p> <p>(5) HEMSが稼動し、インターネットを経由して、発電量及び電力使用量等が表示されているモニター、スマートフォン等のカラー写真</p>
ZEH	<p>(1) 住宅全景のカラー写真</p> <p>(2) 住宅建設事業者又は住宅販売事業者（「住宅生産者等」という。）の発行する住宅の保証書（補助対象者の氏名、住宅の所在地並びに引渡し日、住宅生産者等の名称等が記載されたもの） ※引渡し日証明書（様式第11）をもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し</p>

	<p>(4) 製造者又は製造者を代行できる者の発行する設置枚数分の製造番号、太陽電池モジュール出力及び太陽電池モジュールの型式が明記され未使用品であることが確認できる出力対比表の写し</p> <p>(5) 再エネ特措法の FIT・FIP 制度による売電を行わない場合は (3) に代えて次のいずれかの書類とする。</p> <p>(ア) 電力会社の発行する「系統連系にかかる契約のご案内」の写し及び余剰電力を売電する旨を証する売電契約の写し (特定相対契約による売電の場合)</p> <p>(イ) 系統への逆潮流を防止する装置の保証書等の写し、かつ逆潮流を防止する装置を付けていることがわかるもの及び逆潮流を防止する装置が設置されたことがわかるカラー写真</p> <p>(6) 太陽電池モジュール配置図</p> <p>(7) HEMS の保証書の写し又は出荷証明書の写し (補助対象者の氏名、型式及び製造番号並びに保証の開始日が記載されたもの)</p> <p>(8) HEMS が稼動し、インターネットを経由して、発電量及び電力使用量等が表示されているモニター、スマートフォン等のカラー写真</p> <p>(9) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 7 条の 2 第 5 項の規定に基づき交付された、建築基準法第 6 条第 1 項 (第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項) の建築基準関係規定に適合することを証する検査済証 ※新築分譲住宅を除く。</p>
G X Z E H水準	<p>(1) 住宅全景のカラー写真</p> <p>(2) 住宅生産者等の発行する住宅の保証書 (補助対象者の氏名、住宅の所在地並びに引渡し日、住宅生産者等の名称等が記載されたもの) ※引渡し日証明書 (様式第 11) をもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し</p> <p>(4) 製造者又は製造者を代行できる者の発行する設置枚数分の製造番号、太陽電池モジュール出力及び太陽電池モジュールの型式が明記され未使用品であることが確認できる出力対比表の写し</p> <p>(5) 再エネ特措法の FIT・FIP 制度による売電を行わない場合は (3) に代えて次のいずれかの書類とする。</p> <p>(ア) 電力会社の発行する「系統連系にかかる契約のご案内」の写し及び余剰電力を売電する旨を証する売電契約の写し (特定相対契約による売電の場合)</p> <p>(イ) 系統への逆潮流を防止する装置の保証書等の写し、かつ逆潮流を防止する装置を付けていることがわかるもの及び逆潮流を防止する装置が設置されたことがわかるカラー写真</p> <p>(6) 太陽電池モジュール配置図</p> <p>(7) HEMS の保証書の写し又は出荷証明書の写し (補助対象者の氏名、型式及び製造</p>

	<p>番号並びに保証の開始日が記載されたもの)</p> <p>(8) 蓄電システムの保証書の写し又は出荷証明書の写し (補助対象者の氏名、型式及び製造番号並びに保証の開始日が記載されたもの)</p> <p>(9) HEMSが稼動し、インターネットを経由して、発電量及び電力使用量等が表示されているモニター、スマートフォン等のカラー写真</p> <p>(10) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の2第5項の規定に基づき交付された、建築基準法第6条第1項(第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合することを証する検査済証</p> <p>※新築分譲住宅を除く。</p>
燃料電池システム	補助対象設備の保証書の写し又は出荷証明書の写し (補助対象者の氏名、型式及び製造番号並びに保証の開始日が記載されたもの)
蓄電システム	補助対象設備の保証書の写し又は出荷証明書の写し (補助対象者の氏名、型式及び製造番号並びに保証の開始日が記載されたもの)
V2H	補助対象設備の保証書の写し又は出荷証明書の写し (補助対象者の氏名、型式及び製造番号並びに保証の開始日が記載されたもの)